

国 民 の 森 林 ・ 国 有 林



素 材 第 1 回

入札の御案内

令和 7 年 2 月 26 日(水) 施行

締切・開札時間 13 時 00 分 締切後即時開札

入札場所 棚倉森林管理署入札室

〒963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘 73-2

棚倉森林管理署

TEL0247(33)3111 FAX0247(33)3113

公 売 公 告

令和 7 年 2 月 12 日

分任契約担当官

棚倉森林管理署長 渡邊 修

下記のとおり素材の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和 25 年 5 月 17 日農林省告示第 132 号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和 7 年 2 月 26 日（水）

入札開始 13 時 00 分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

棚倉森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒963-6131

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘 73-2 棚倉森林管理署

(2) 到着期限 2 月 25 日（火）17 時 00 分必着。

* 上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「素材公売入札書在中」と**朱書**し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

5 入札参加者の資格

令和 2 年度から令和 6 年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている

者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額 10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙 1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙 1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙 2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙 3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和7年3月4日（火）までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.10%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

(2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して 20 日以内とします。

(3) 延納期限は、6 ヶ月以内とします。

13 物件の引渡

(1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第 34 条第 1 項及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条第 1 項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から 15 日以内とします。

(2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第 34 条第 3 項第 2 号及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条 3 項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を棚倉森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第 35 条に基づき、引渡領収書を棚倉森林管理署長に提出して下さい。

14 搬出期間

搬出期間は次のとおりとします。

(1) 50 m³未満 10 日間

(2) 50～100 m³未満 15 日間

(3) 100 m³以上 30 日間

15 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：棚倉森林管理署又は棚倉森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：棚倉森林管理署で閲覧して下さい。

棚倉森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tanagura/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙 1：委任状、別紙 2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、棚倉森林管理署 業務グループ（資源活

用担当)へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

16 その他留意事項

(1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。

(2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。

(3) 発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。

(4) 適格請求書(インボイス)の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書(インボイス)の交付とします。

詳細については下記のページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

17 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

棚倉森林管理署 業務グループ(資源活用担当)

電話番号 0247-33-3111 F A X 0247-33-3113

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 （ 例 ）

使用印鑑

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入 札 年 月 日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入 札 に 関 す る 一 切 の 件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

分任契約担当官

棚倉森林管理署長 殿

注意： 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1－2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3

4 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 受任者使用印鑑

使用印鑑

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分任契約担当官

棚倉森林管理署長 殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び
関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
棚倉森林管理署長 殿

(入札者)
住 所

商号又は名称
代表者氏名

㊞

(代理人)
氏 名

㊞

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実施的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

生産箇所の空間線量率

林小班	①空間線量率 (μ SV/h)	②樹皮の放射性物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備考
10㉔・Ⅰ	0.12		令和5年6月20日 ～ 令和5年6月20日	面積:1.66ha 測定点数:2点(空間線量率)
10㉔・Ⅱ	0.12		令和5年6月7日 ～ 令和5年6月7日	面積:1.89ha 測定点数:3点(空間線量率)
10㉔・Ⅲ	0.13		令和5年6月20日 ～ 令和5年6月20日	面積:0.85ha 測定点数:2点(空間線量率)
10㉔・Ⅳ	0.14		令和5年6月21日 ～ 令和5年6月21日	面積:0.80ha 測定点数:2点(空間線量率)
30㉔・Ⅰ	0.09		令和4年7月28日 ～ 令和4年7月28日	面積:1.61ha 測定点数:2点(空間線量率)
30㉔・Ⅴ	0.10		令和4年7月5日 ～ 令和4年7月5日	面積:2.47ha 測定点数:4点(空間線量率)
47㉔1・Ⅰ	0.13		令和4年6月14日 ～ 令和4年6月14日	面積:2.33ha 測定点数:3点(空間線量率)
47㉔1・Ⅱ	0.09		令和4年6月14日 ～ 令和4年6月14日	面積:2.47ha 測定点数:3点(空間線量率)

注1)空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2)樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が 0.5μ Sv/hを超える林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

生産箇所の空間線量率

林小班	①空間線量率 (μ SV/h)	②樹皮の放射性物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備考
76た2	0.06		令和5年7月24日 ～ 令和5年7月24日	面積:0.72ha 測定点数:2点(空間線量率)
76れ	0.06		令和5年7月24日 ～ 令和5年7月24日	面積:0.68ha 測定点数:2点(空間線量率)
76な3	0.06		令和5年7月24日 ～ 令和5年7月24日	面積:1.10ha 測定点数:2点(空間線量率)
76な4	0.07		令和5年9月7日 ～ 令和5年9月7日	面積:2.10ha 測定点数:3点(空間線量率)
76な6	0.06		令和5年9月7日 ～ 令和5年9月7日	面積:1.92ha 測定点数:2点(空間線量率)
76ら	0.07		令和5年9月7日 ～ 令和5年9月7日	面積:4.41ha 測定点数:5点(空間線量率)
88そ3・I	0.06		令和5年6月20日 ～ 令和5年6月20日	面積:1.44ha 測定点数:2点(空間線量率)
88そ3・II	0.06		令和5年9月5日 ～ 令和5年9月5日	面積:2.44ha 測定点数:2点(空間線量率)

注1)空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2)樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が 0.5μ Sv/hを超える林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

生産箇所の空間線量率

林小班	①空間線量率 (μ SV/h)	②樹皮の放射性物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備考
88そ3・Ⅲ	0.05		令和5年9月5日 ～ 令和5年9月5日	面積:2.47ha
				測定点数:2点(空間線量率)
88そ3・Ⅳ	0.07		令和5年9月5日 ～ 令和5年9月5日	面積:1.13ha
				測定点数:2点(空間線量率)
89そ・Ⅰ	0.04		令和4年5月26日 ～ 令和4年5月26日	面積:1.49ha
				測定点数:2点(空間線量率)
89そ・Ⅱ	0.04		令和4年5月25日 ～ 令和4年5月25日	面積:2.46ha
				測定点数:3点(空間線量率)
102ち・Ⅱ	0.06		令和5年8月9日 ～ 令和5年8月9日	面積:1.55ha
				測定点数:2点(空間線量率)
102ち・Ⅲ	0.06		令和5年8月9日 ～ 令和5年8月9日	面積:1.56ha
				測定点数:2点(空間線量率)
102ち・Ⅳ	0.07		令和5年8月9日 ～ 令和5年8月9日	面積:2.46ha
				測定点数:3点(空間線量率)
107へ	0.06		令和4年6月8日 ～ 令和4年6月8日	面積:13.07ha
				測定点数:14点(空間線量率)

注1)空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2)樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が 0.5μ Sv/hを超える林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

生産箇所の空間線量率

林小班	①空間線量率 (μ SV/h)	②樹皮の放射性物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備考
122～4	0.08		令和5年5月30日	面積:3.02ha
			～ 令和5年5月30日	測定点数:4点(空間線量率)
122～8	0.10		令和5年5月31日	面積:0.89ha
			～ 令和5年5月31日	測定点数:3点(空間線量率)
122～7	0.10		令和5年5月30日	面積:2.19ha
			～ 令和5年5月30日	測定点数:3点(空間線量率)

注1)空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2)樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が 0.5μ Sv/hを超える林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

公売年度 R7 実施年月日 令和7年2月26 日

[illegible]

実施年月日 令和7年2月26 日

[illegible]

公売年度 R7 実施年月日 令和7年2月26 日

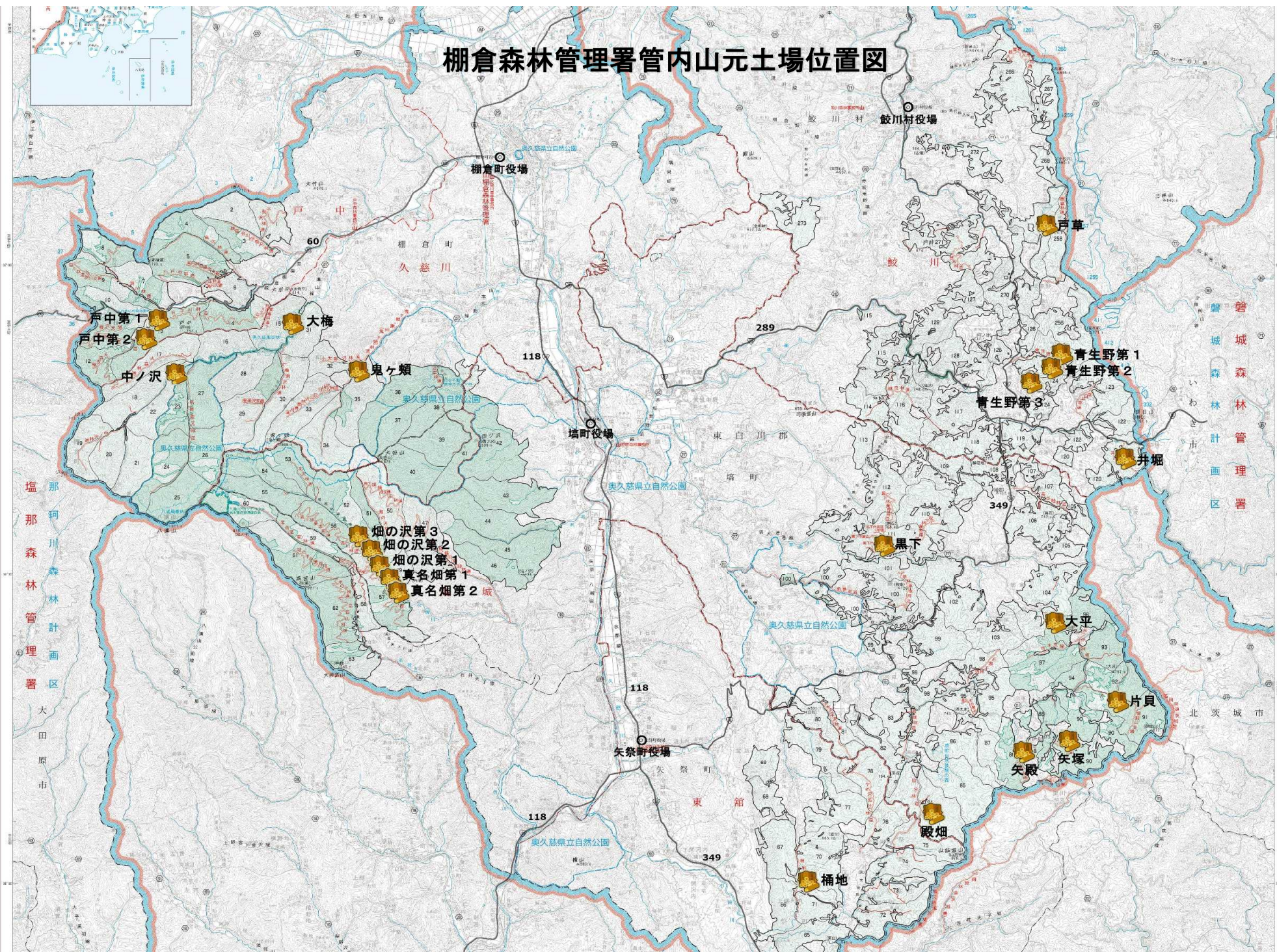
[illegible]

公売年度 R7

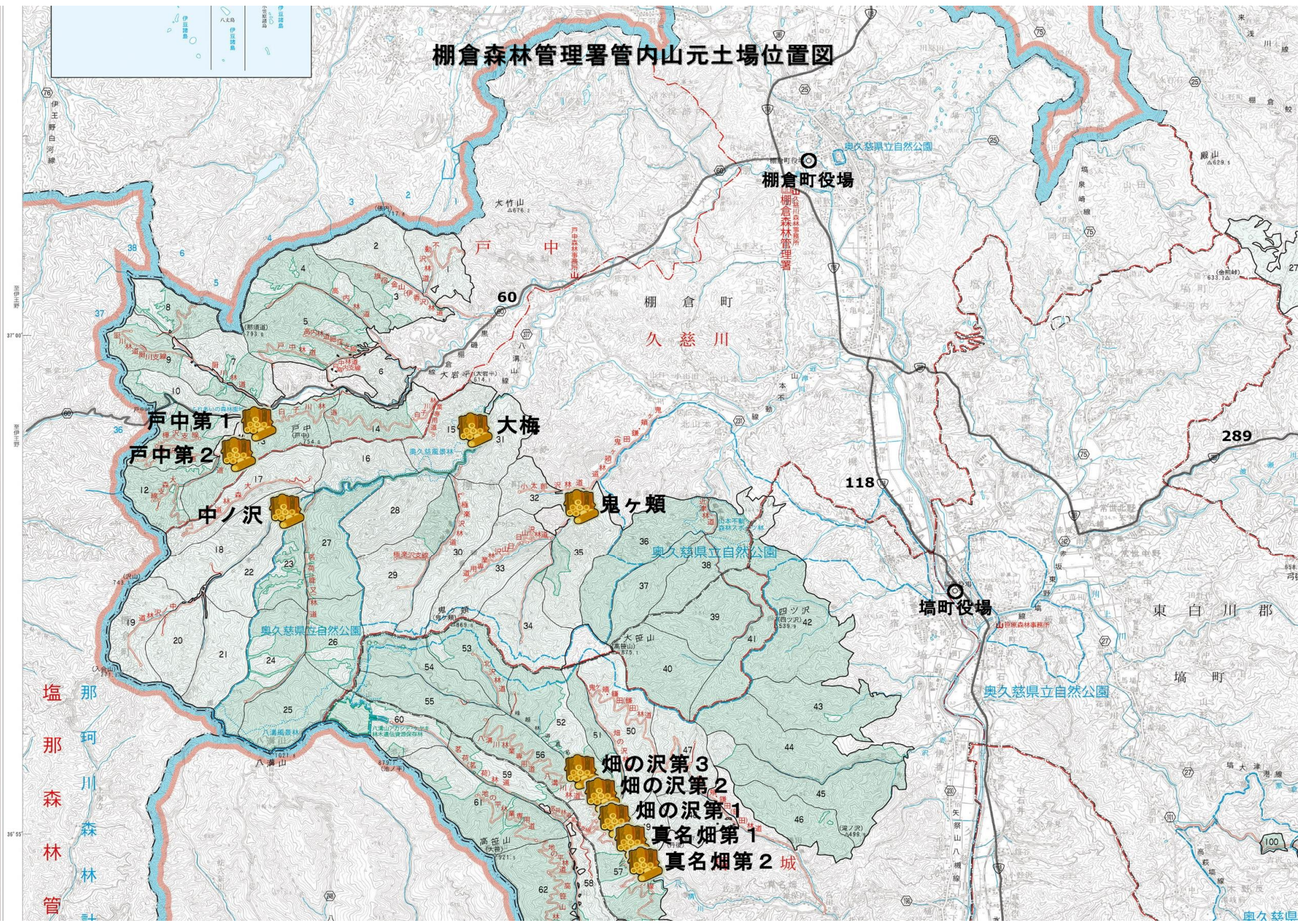
実施年月日 令和7年2月26 日

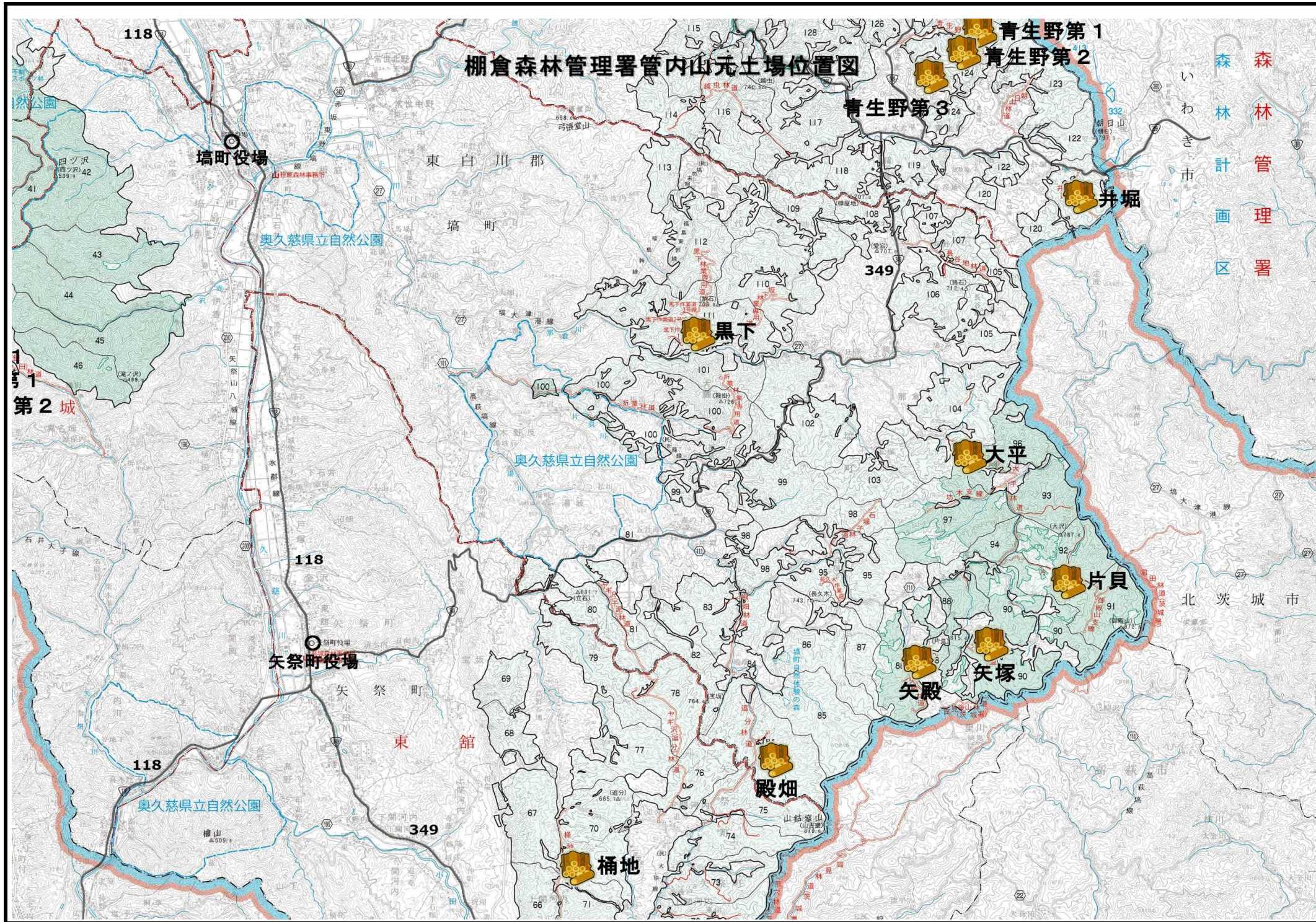
[illegible]

棚倉森林管理署管内山元土場位置図

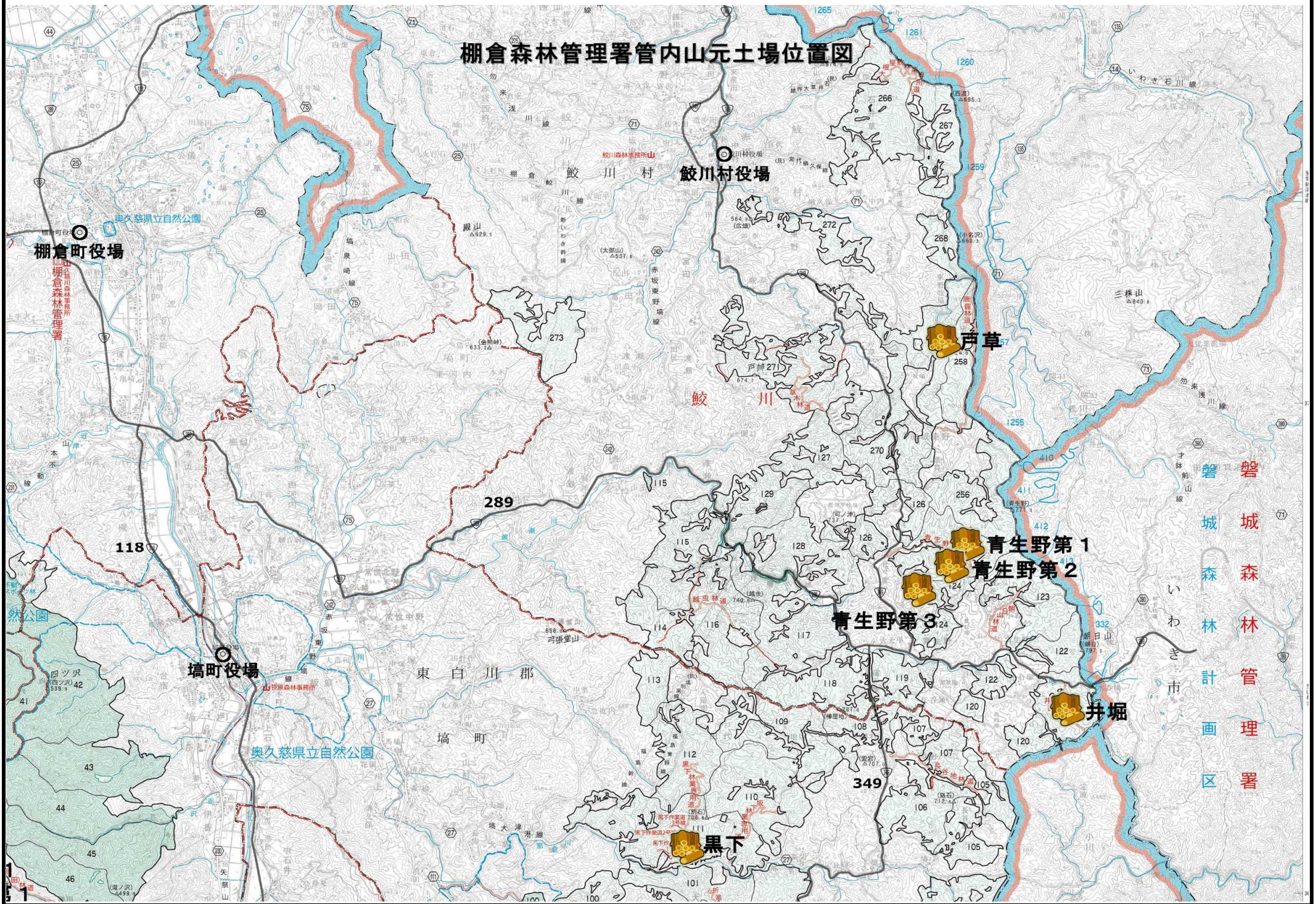


棚倉森林管理署管内山元土場位置図





棚倉森林管理署管内山元土場位置図



戸中第1山元土場配置図



入札 番号	桧番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林齡	備 考
1	0851	低質材N	2.00	～		65.691	65	低質材
	0852	低質材N	2.00	～		181.664	65	低質材
	0951	低質材N	2.00	～		140.141	65	低質材
	0952	低質材N	2.00	～		224.971	65	低質材
	1151	低質材N	2.00	～		115.600	65	低質材

戸中第2山元土場配置図

【戸中第二土場】



【大森林道】

【至：県道黒磯棚倉線】

入札 番号	桧番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林齢	備 考
2	0953	低質材N	2.00	～		134.529	65	低質材
	1051	低質材N	2.00	～		173.716	65	低質材
3	1052	低質材L	2.00	～		43.857	65	低質材

大梅山元土場配置図

【至：棚倉黒磯線】



【至：八溝山頂】

入札 番号	桎番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林 齢	備 考
4	1751	低質材N	2.00	～		171.932	61	低質材
	2151	低質材N	2.00	～		326.671	61	低質材
5	2152	低質材L	2.00	～		32.805	61	低質材

真名畑 第1山元土場配置図

【至：八溝山】

【至：佐ヶ草】

入札 番号	桧番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林 齢	備 考
6	2251	低質材N	2.00	～		363.977	52	低質材
	2252	低質材N	2.00	～		239.894	52	低質材
	2351	低質材N	2.00	～		263.056	52	低質材
	2352	低質材N	2.00	～		208.167	52	低質材
7	2253	低質材L	2.00	～		20.218	52	低質材
	2353	低質材L	2.00	～		31.833	52	低質材

殿畑山元土場配置図

【殿畑上段】

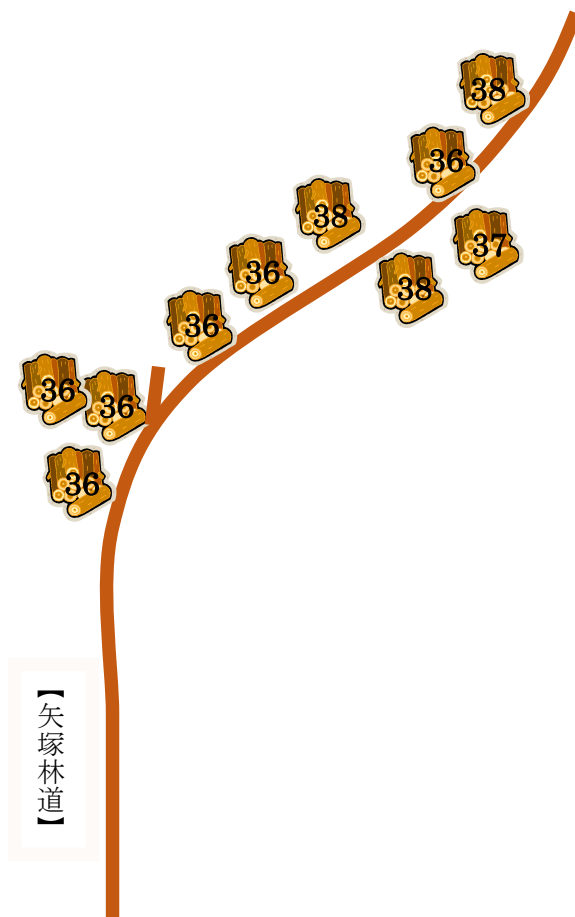


【殿畑下段】

入札番号	桝番号	樹種	長級	径級	本数	材積	林齢	備考
8	6301	ヒノキ	2.00	18 ～ 28	267	24.978	43	短尺材
9	6401	ヒノキ	2.00	18 ～ 28	278	26.015	43	短尺材
10	6503	ヒノキ	2.00	18 ～ 32	326	30.771	46	短尺材
11	6603	ヒノキ	2.00	18 ～ 34	411	38.302	45	短尺材
12	6704	ヒノキ	2.00	16 ～ 30	423	38.440	44	短尺材
13	6809	ヒノキ	2.00	18 ～ 32	261	25.057	44	短尺材
14	6810	ヒノキ	2.00	18 ～ 30	339	31.414	44	短尺材
15	6303	ヒノキ	4.00	9 ～ 14	315	21.076	43	小径材
16	6502	ヒノキ	4.00	9 ～ 14	451	30.594	46	小径材
17	6601	ヒノキ	4.00	9 ～ 14	853	57.206	45	小径材
18	6701	ヒノキ	4.00	9 ～ 14	745	50.688	44	小径材
19	6802	ヒノキ	4.00	9 ～ 14	913	62.006	44	小径材
20	6805	ヒノキ	4.00	9 ～ 14	368	24.888	44	小径材
21	6806	ヒノキ	4.00	9 ～ 14	463	31.434	44	小径材
22	6807	ヒノキ	4.00	9 ～ 14	350	23.490	44	小径材
23	6302	ヒノキ	4.00	16 ～ 22	201	24.286	43	一般材
24	6402	ヒノキ	4.00	16 ～ 20	214	25.096	43	一般材
25	6501	ヒノキ	4.00	16 ～ 22	295	34.460	46	一般材
26	6602	ヒノキ	4.00	16 ～ 22	593	72.060	45	一般材
27	6702	ヒノキ	4.00	16 ～ 22	249	30.948	44	一般材
28	6703	ヒノキ	4.00	16 ～ 22	281	34.146	44	一般材
29	6801	ヒノキ	4.00	16 ～ 22	693	85.452	44	一般材
30	6803	ヒノキ	4.00	16 ～ 24	472	57.608	44	一般材
31	6804	ヒノキ	4.00	16 ～ 24	295	35.972	44	一般材
32	6808	ヒノキ	4.00	16 ～ 22	107	12.604	44	一般材
33	6351	低質材N	2.00	～		58.798	43	低質材
	6451	低質材N	2.00	～		53.932	43	低質材
	6551	低質材N	2.00	～		173.960	46	低質材
	6651	低質材N	2.00	～		266.008	45	低質材
	6751	低質材N	2.00	～		157.837	44	低質材
	6851	低質材N	2.00	～		163.335	44	低質材
	6852	低質材N	2.00	～		166.417	44	低質材
34	6452	低質材アカマツ	2.00	～		5.837	43	低質材
35	6853	低質材L	2.00	～		19.440	44	低質材

矢塚山元土場配置図

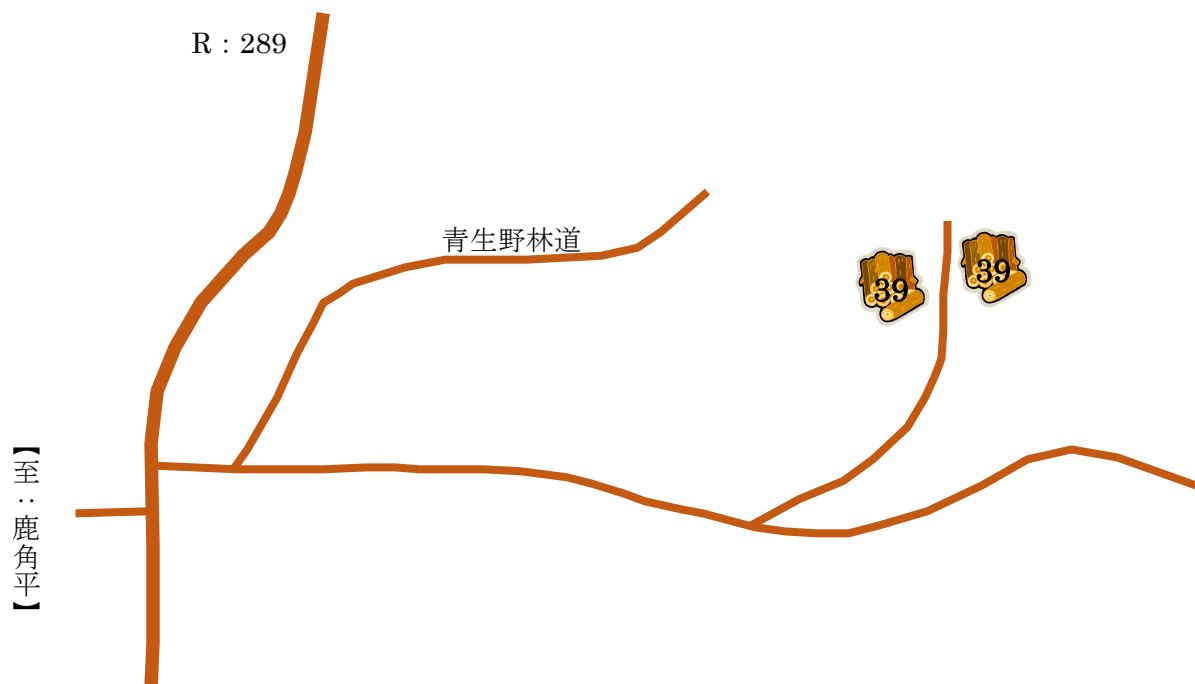
【矢塚土場】



【矢塚林道】

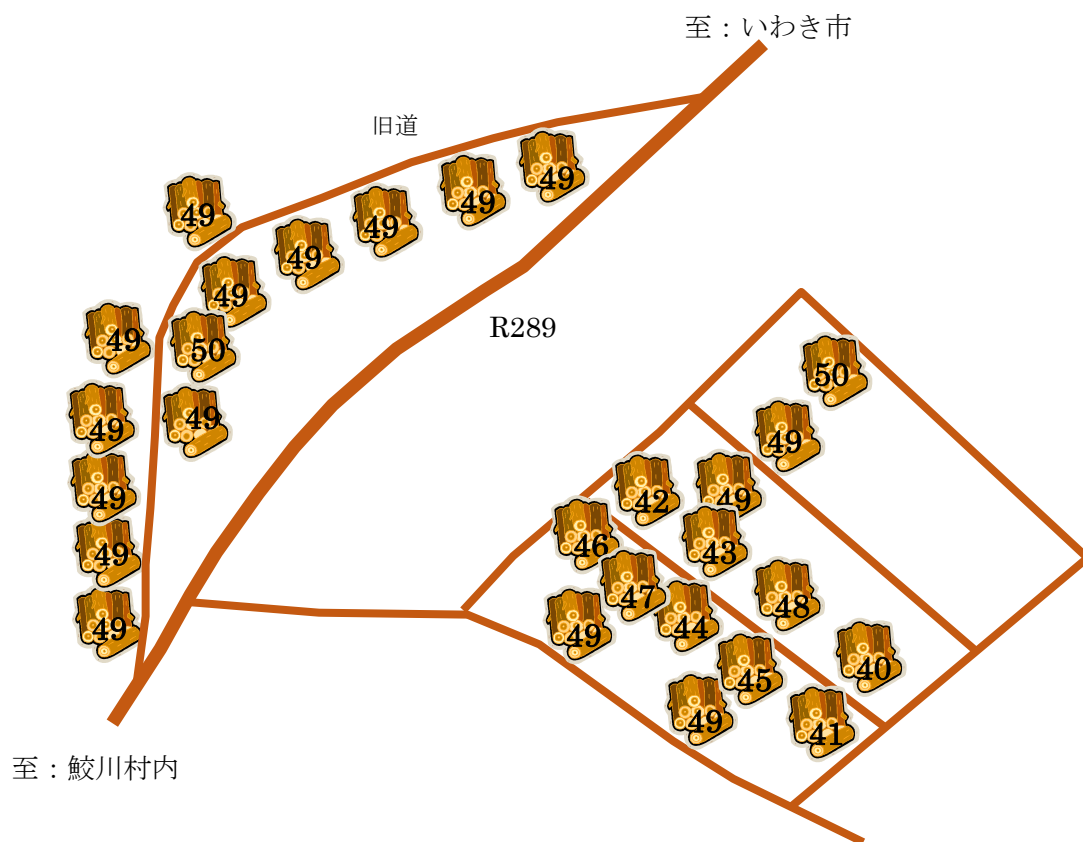
入札 番号	桧番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林 齢	備 考
36	3051	低質材N	2.00	～		105.430	56	低質材
	3151					24.654	56	低質材
	3251					113.540	56	低質材
	3351					97.320	56	低質材
	3451					119.898	62	低質材
	3551					145.250	62	低質材
37	3052	低質材アカマツ	2.00	～		6.566	56	低質材
38	3053	低質材L	2.00	～		15.921	56	低質材
	3152					44.265	56	低質材
	3452					7.057	62	低質材

青生野第3山元土場配置図



入札 番号	桧番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林齡	備 考
39	9351	低質材N	2.00	～		126.062	50	低質材
	9352					105.106	50	低質材

井堀山元土場配置図



入札 番号	桝番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林 齢	備 考
40	8407	ヒノキ	3.00	16 ～ 22	486	46.098	43	柱適材
41	8420	ヒノキ	3.00	16 ～ 22	342	33.21	43	柱適材
42	8404	ヒノキ	4.00	9 ～ 16	802	54.504	43	小径材
43	8405	ヒノキ	4.00	9 ～ 16	619	41.816	43	小径材
44	8416	ヒノキ	4.00	9 ～ 14	898	61.41	43	小径材
45	8419	ヒノキ	4.00	10 ～ 16	205	14.448	43	小径材
46	8403	ヒノキ	4.00	16 ～ 24	664	81.984	43	一般材
47	8415	ヒノキ	4.00	16 ～ 24	723	85.958	43	一般材
48	8418	ヒノキ	4.00	16 ～ 22	250	29.356	43	一般材
49	3951	低質材N		～		114.643	57	低質材
	4051	低質材N		～		181.096	57	低質材
	4151	低質材N		～		374.682	57	低質材
	4152	低質材N		～		114.027	57	低質材
	4153	低質材N		～		195.597	57	低質材
	7751	低質材N		～		189.563	42	低質材
	7851	低質材N		～		148.9	43	低質材
	8051	低質材N		～		384.09	57	低質材
	8052	低質材N		～		522.122	57	低質材
	8451	低質材N		～		80.046	43	低質材
	8452	低質材N		～		213.455	43	低質材
	8453	低質材N		～		204.372	43	低質材
	8454	低質材N		～		199.506	43	低質材
	8851	低質材N		～		91.967	45	低質材
	9151	低質材N		～		58.798	34	低質材
50	9251	低質材N		～		50.606	34	低質材
	4154	低質材L		～		25.855	57	低質材
	8455	低質材L		～		8.272	43	低質材